

国の基本指針の概要と市町村子ども・子育て支援事業計画について

1. 基本指針と市町村子ども・子育て支援事業計画の法的位置づけ

(子ども・子育て支援法第60条)

内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（基本指針）を定めるものとする。

(子ども・子育て支援法第61条)

市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(市町村子ども・子育て支援事業計画)を定めるものとする。

2. 基本指針の構成

- ① 子ども・子育て支援の意義に関する事項
- ② 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項
- ③ 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項
- ④ 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
- ⑤ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- ⑥ その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

3. 子ども・子育て支援の意義に関する事項

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。

- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

4. 市町村子ども・子育て支援事業計画の記載事項

<必須記載事項>

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 幼児期の学校教育・保育の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」
- 3 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」
- 4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

<任意記載事項>

- 1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- 3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

<必須記載事項>

必1. 教育・保育提供区域の設定

- 「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に異動することが可能な区域を設定する。
- ※小学校区・中学校区・行政区などを想定。

必2. 幼児期の教育・保育の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」

- 教育・保育提供区域ごとに、幼児期の学校教育・保育の「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえて、計画期間における「量の見込み」及び設定した「量の見込み」に対応する「確保の内容」、「実施時期」を設定する。

- 認定の区分(☆以下参考)に加え、0歳、1-2歳、3-5歳の3区分で設定する。

【1号認定子ども】 3-5歳、幼児期の学校教育のみ

【2号認定子ども】 3-5歳、保育の必要性あり

【3号認定子ども】 0-2歳、保育の必要性あり

○教育・保育施設（※1）、地域型保育事業（※2）の別に設定する。

（※1）認定こども園・幼稚園・保育所

（※2）小規模保育事業・家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業

○待機児童の中心である0-2歳の子どもの保育利用率について、計画期間内における目標値を設定する。

（イメージ）

〇〇ブロック	1年目			2年目			3年目			
	3-5歳 学校教 育のみ	3-5歳 保育の 必要性 あり	0-2歳 保育の必 要性あり	3-5歳 学校教 育のみ	3-5歳 保育の 必要性 あり	0-2歳 保育の必 要性あり	3-5歳 学校教 育のみ	3-5歳 保育の 必要性 あり	0-2歳 保育の必 要性あり	
①量の見込み (必要利用定員総数)	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人	
②確保の内容	教育・保育施設(※1)	300人	200人	80人	300人	200人	150人	300人	200人	150人
	地域型保育事業(※2)			20人			30人			50人
②-①	0	0	▲100人	0	0	▲20人	0	0	0	

必3. 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」

○教育・保育提供区域ごとに、市町村に居住する子どもの、地域子ども・子育て支援事業の「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえ、計画期間における「量の見込み」及び設定した「量の見込み」に対応する「確保の内容」、「実施時期」を設定する。

（イメージ）

放課後児童健全育成事業	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	800人(20か所)	800人(20か所)	800人(20か所)
②確保の内容	600人(16か所)	700人(18か所)	800人(20か所)
②-①	▲200人(4か所)	▲100人(2か所)	0

※事業ごとに記載

地域子ども・子育て支援事業

- ・利用者支援
- ・一時預かり
- ・養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・延長保育事業
- ・放課後児童健全育成事業（学童保育）
- ・実費費用徴収に係る補足給付を行う事業
- ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・子育て短期支援事業
- ・病児・病後児保育事業
- ・妊婦検診

必4. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

- 認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方（認定こども園を普及させる背景や必要性等）
- 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策
- 幼児期の学校教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（保幼小連携）の取組の推進
- 保幼小連携、0－2歳に係る取組と3－5歳に係る取組の連携

<任意記載事項>

任1. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- 市町村は、保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備。
- 0歳児の子どもは、保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業期間満了時（原則1歳到達時）からの利用を希望する保護者が、1歳から質の高い保育を利用できるような環境を整えることが重要である旨を記載。

任2. 子どもに関する専門的な知識及び技術に要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

- 都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策を記載。
 - 児童虐待防止対策の充実
 - 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
 - 障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実

任3. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

- 市町村は、都道府県、地域の企業、労働者団体、都道府県労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進める。
 - 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し（長時間労働の抑制に取り組む労使に対する支援等を含む）
 - 仕事と子育ての両立のための基盤整備